



法人化20周年 ～地域のホームドクターとして～

「皆様と末永くお付き合いいただくため、平成14年に税理士法人となり、将来にわたり安定したサービスを提供できる体制を整えました。」

山口浜屋税理士法人のホームページには、法人化への想いがこのように綴られています。

法人化から早20年。まさに光陰矢の如し、の心境です。

この20周年を節目に、日本経済の今昔と事務所の今昔を振り返ってみました。

「日本の財政関係資料」（令和4年4月財務省）によると、平成12年度に90兆円近くであった一般会計歳出が、令和4年度予算では100兆円を超えています。大きな要因は「社会保障

費」（年金・介護・医療・子ども子育て）の14兆円の増加。

一方で税収は、令和3年度に2年連続で過去最高を更新したとはいえ67兆円余りにすぎず、歳出との差は一向に縮まりません。政府が目指す2025年度国・地方を合わせたプライマリーバランス（PB）黒字化に向けての政策が見えてきません。

平成24年7月、法人化10周年を期に発刊した本誌創刊号で、代表の浜屋浩が仁徳天皇の時代（5世紀頃）の和歌を紹介しています。

「**高き屋に のぼりて見れば 煙立つ 民のかまどは 賑わいにけり**」

人々の家のかまどから煙がのぼっていない様子を見て飢えに苦しんでいることを心配し、3年間、税を取り立てないことにしました。税収が無くなったため宮殿は荒れましたが、民は食料の生産をあげる事業に専念。3年後にかまどから煙が昇っているのをみて、民が豊かになったことを喜んだ、という故事を詠んだものです。

今、まさにそのときなのかもしれません。持続化給付金の制度不備などの問題がありますが、新規事業・事業承継・事業転換などのため様々な政策が打ち出され、資金の負担軽減が図られています。必要などころに必要な資金が届けられることで税収が伸びるとともに、賃金・個人所得の増加が社会保障費の減少につながるのを期待するばかりです。



法人化した平成14年当時、当法人の実働部隊は役員2名と正社員3名、パート5名で計10名でした。現在は、役員2名と正社員7名（うち税理士3名）、パート1名で計10名。

人数は同じですが、事業の規模は職員の成長と共に大きくなりました。

売上規模は法人税申告1.5倍、所得税確定申告2.3倍、相続税申告を含むその他相談業務は実に3.2倍となりました。お客様が私どもを信頼してくださり、また、温かくご支持くださったことに心から感謝いたします。それとともに、職員一同がオープンに現状を分析し、日々業務の効率化に向けて試行錯誤してきた努力が実ってきているとも感じています。

事務所の継続性と職員の幸福は、お客様へのサービス品質向上に欠かせないものであり、これからも両立すべく、一同、当事者意識をもって日々研鑽を積んでまいりたいと思います。

ここ3年位で、仕事のあり方は大きく変わりました。まさにVUCA時代（これまでの常識を覆すような社会変化が次々と起こる時代）を実感するこの頃です。

非定型的な相談業務も増えてまいりました。会計参与など、会社内部の一員として参加したり、事業承継にかかわる課題を考える時期に来ている会社には、率直にそれを話題にする必要性も感じています。

また、積極的に雇用促進や投資をはかる事業者

には、さまざまな助成金、税制があります。これに対応すべく、平成26年には経営支援機構となり、よりサポートできる体制を整えました。

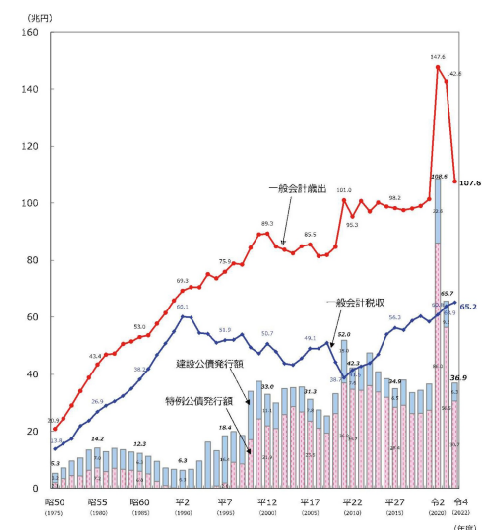
問題の多様化・複雑化に伴って、いままで以上にさまざまな知識が必要となりますが、職員1人1人の希望に合わせ特定分野に強みを持ち、チームでお客様を支えていきたいと考えております。

これからは、私どもの行動指針のひとつである「他業種の専門家と連携」することがますます重要となってきます。司法書士、弁護士、土地家屋調査士、金融機関など、さまざまな専門家と互いの専門知識をもってフランクに忌憚のない意見交換ができる関係づくりを心がけてまいりたいと思います。

今後とも、皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。
(浜屋玲)

2. 一般会計における歳出・歳入の状況

我が国財政は歳出が税収を上回る状況が続いています。その差は借入（建設公債・特例公債）によって賄われています。



出典:財務省ウェブサイト(https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202204.html)

適格請求書（インボイス）発行事業者について

◆インボイス制度の概要

令和5年10月1日より消費税のインボイス制度が始まります。

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために交付するものです。

売手は、インボイスを交付するためには、「適格請求書発行事業者」になる必要があります。買手は、消費税の申告にかかる税額計算をする際、売手から交付されたインボイスを保存する必要があります。

消費税の納付税額の計算は、収入（売上等）にかかる消費税額を「預り消費税額」、支払（仕入等）にかかる消費税額を「仮払消費税額」と考え、「預り消費税額」から「仮払消費税額」を控除した差額を国に納付する、という仕組みになっています。この《「仮払消費税額」を控除すること》を「仕入税額控除」といいます。

令和5年10月より、この「仕入税額控除」の適用を受けるためには、原則として支払先（売手）からインボイスの交付を受けることが要件となります。つまり、「適格請求書発行事業者」ではない売手へ支払った費用については、仕入税額控除ができなくなるということです。これにより、売手となる事業者は、自身

消費税の課税事業者か否かを問わず、買手側の消費税の申告への影響を考慮して、自身が「適格請求書発行事業者」となるべきかどうかを判断する必要性が生じます。

◆適格請求書発行事業者申請書の提出

「適格請求書発行事業者」になるには、適格請求書発行事業者申請書を所轄税務署に提出しなければなりません。

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となるには、原則として令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があるため、この申請書を提出するかどうか、早めに検討をしていく必要があります。

検討するにあたり、まず、インボイスを交付する必要があるかどうかは買手側の消費税の申告への影響を考慮して判断すべきものですので、買手側が消費税の申告を必要としない場合や、消費税の課税対象とならない取引のみを行っている場合には、適格請求書発行事業者になる必要はありません。

(例)

- ・買手が一般消費者や免税事業者のみの場合
- ・居住用のアパートの家賃収入や土地の地代収入のみの場合（事務所・店舗の家賃収入

や駐車場の賃貸収入は課税対象となります）

上記に該当しない場合には、申請書の提出を検討する必要があります。

【現況が消費税の課税事業者である場合】

適格請求書発行事業者申請書の提出をおすすめします。なお、適格請求書発行事業者を選択することは義務ではありませんが、適格請求書発行事業者の登録をしない場合には、課税事業者であってもインボイスを交付できません。

【現況が消費税の免税事業者である場合】

適格請求書発行事業者申請書を提出するかどうか検討が必要です。

○適格請求書発行事業者を選択（申請書を提出する）

- ・適格請求書発行事業者の登録を受けた時点で課税事業者となり、登録を受けた課税期間より消費税の申告及び納税の義務が生じます（簡易課税制度を選択をする場合には別途届出書の提出が必要です）。

○免税事業者のままでいることを選択（申請書を提出しない）

- ・インボイスの交付はできません。また、インボイスと誤認させるような領収書等の発行も認められません。ダメとは明言されていませんが、

商取引の観点から免税事業者が消費税をとることは難しいと思われま

す。
 ・賃料など現契約で消費税の課税をしている場合には、課税事業者である取引先（買手）から消費税分の値下等の価格交渉を求められる可能性があります。双方の話し合いの元で取引価格を決定してい

くこととなります。

・免税事業者との取引について、令和11年9月30日までの6年間は一定割合の仕入税額控除を認める経過措置があります。

最終的には、課税事業者である相手先との取引に与える影響や、自身が課税事業者と

なった場合の納付税額などを検討して、適格請求書発行事業者になるかどうかを判断していくこととなります。

同封の判定フロー及び確認書（令和3年12月作成）をご確認のうえ、検討をご希望の方は当事務所までご相談ください。（牧）

コラム

まる・さんかく・しかく

「10年ひとむかしと言いますが」

気がつけば本誌も31号、発刊からちょうど10年が経ちました。自分自身になんのノウハウもないまま始めた編集作業ですが、いろいろな方からアドバイスをいただいたり、特に巻頭写真に関しては第5号から白子さんという強力な助っ人を得て、なんとか10年間、やってこられた気がします。

なにかと変化の多い時代です。変えてゆく必要があるもの、変わらず大事にしたいもの、いろいろありますが、今後も皆様とともに歩むWAYでありたいと思っています。（二瓶）

夏季休業のご案内

昨年に引続き、8月中の全ての金曜日、及び8月15日を夏季休業日とさせていただきます。

予めご了承くださいませ。

8							AUGUST 2022	
日	月	火	水	木	金	土		
31	1	2	3	4	5	6	夏季休業日	
7	8	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30	31	1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10		

法人案内

法人名 山口浜屋税理士法人
 所在地 東京都日野市豊田4-14-14
 代表社員 浜屋 浩 浜屋 玲子
 税理士 川越 国広 佐々木 安久
 牧 麻美
 営業時間 午前9時から午後5時
 定休日 土・日・祝日
 アクセス JR中央線豊田駅南口より
 徒歩7分
 駐車場 あり

お電話でのお問合せは

042-586-9050

☆お気軽にご連絡ください☆



ホームページは…

山口浜屋

検索

Eメールは…

info@yh.z.ecnet.jp